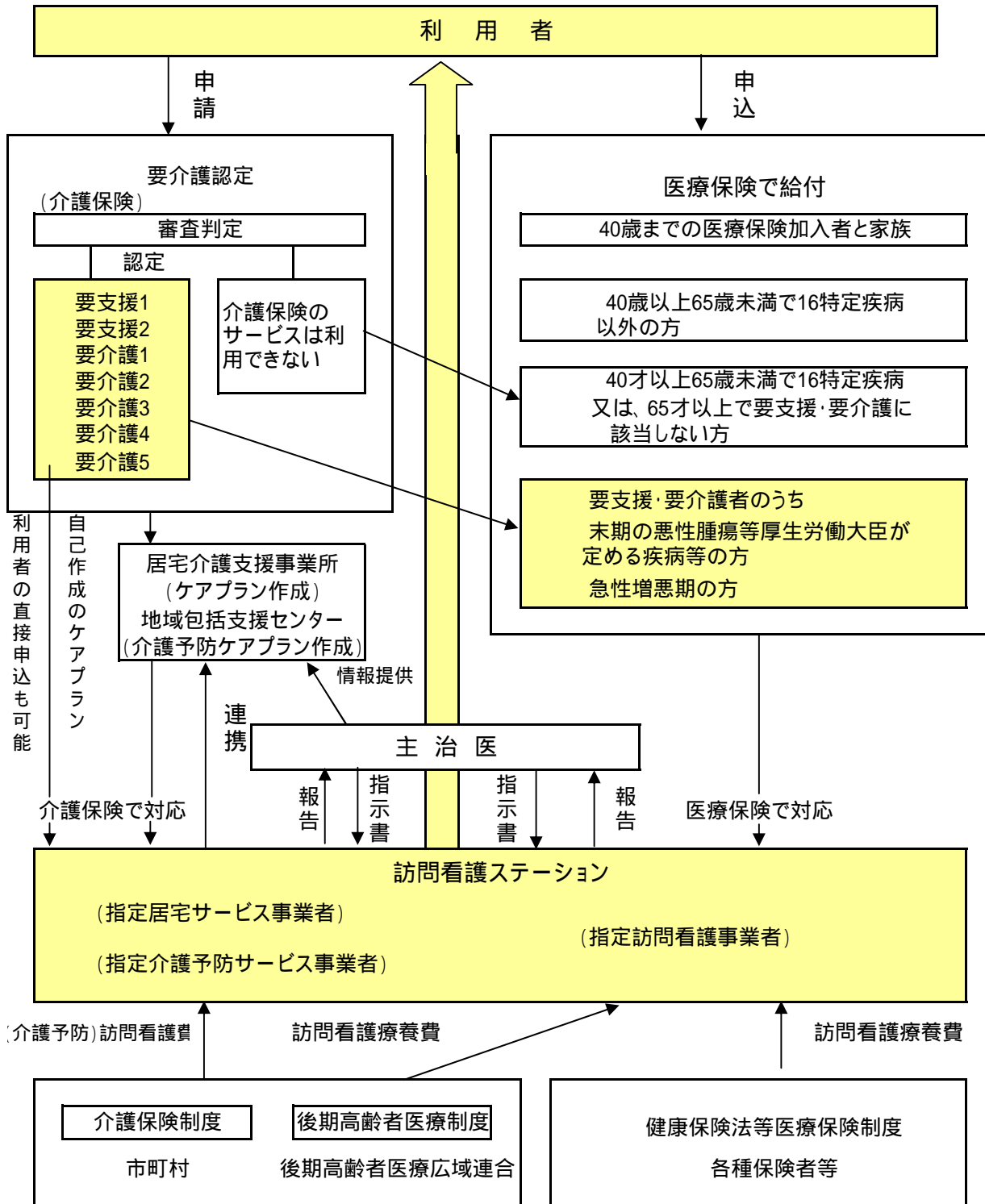


訪問看護のしくみ(介護保険と医療保険の訪問看護の調整)



- 1 要介護・要支援被保険者は介護保険給付の訪問看護
介護保険対象であっても、がん末期、神経難病等厚生労働大臣が定める疾病等および急性増悪期(特別指示書による14日を限度、ただし、気管カニューレと重度褥創の場合は特別指示書2回)の患者は医療保険給付
- 2 介護保険に基づく訪問看護の利用料は原則1割
- 3 医療保険で高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者(75歳以上、65歳～74歳で認められた者)については、一般の方は訪問看護に要する費用の1割負担、一定以上の所得の方は訪問看護に要する費用の3割負担となる。(医療受給者証にて確認のこと)。